

イ 甲1の2 (写真撮影報告書)

甲1の2の「写真撮影報告書」中の「二 撮影日時」の欄の「平成11年10月23日午前9時35分頃」との記載は、作成者の失念による単純な誤記であり、10月26日に撮影されたというのが正しい (乙2-電話通信用紙)。

そのため、平成15年2月6日付「写真撮影報告書の訂正について」と題する弟子屈署員作成の報告書 (乙3-報告書) により、甲1の2の報告書中の上記の誤記を訂正したものである。

したがって、甲1の2中の撮影年月日に関する記述から、本件事故現場が偽装されたことが伺えるという原告の主張もまた、到底理由がない。

(ウ) a しかしながら、乙4の1の写真的右下に写っているオートバイの先頭部分が、画面に向かって右側、すなわち、甲5の下段の写真中の東西南北方向指標の西側を向いているのは、一見して明らかである。

b 他方、乙4の2の写真 (甲5の下段の写真中の窓写真) は、乙4の1の一部を抜粋したのではなく、実況見分の際にこれとは別に撮影されたものである。そこでは、オートバイの先頭部分は、画面に向かって左側に位置している。この写真は、道路から北側方向にカメラを向けて撮影したものであったから (甲5の図を参照)、その左側すなわち西側に、オートバイの先頭部分が写っているのである。

因みに、甲5下段の窓写真 (乙4の2) の手前部分に写っている笹藪は、甲5下段の写真のそれ以外の部分 (乙4の1) 中のオートバイと道路の間に写っている笹藪である。この事実は、上述した撮影当時の状況が正しいことを、示している。

c したがって、本件事故現場における実況見分の際に、オートバイの先頭部分が西側に位置していたことを、疑う余地はない。